

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月27日

【会社名】 中越パルプ工業株式会社

【英訳名】 Chuetsu Pulp & Paper Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福本 亮治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目3番2号

【電話番号】 03(6811)2970(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部副本部長兼管理部長 秋永 吉男

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市米島282番地

【電話番号】 0766(26)2404

【事務連絡者氏名】 経営管理本部副本部長兼管理部長 秋永 吉男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式 1株につき金 30円 総額 388,490,550円

効力発生日

2024年6月27日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

東京本社ビル建替え完了後に本社事務所を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区に変更するものであります。また、本変更の効力は、2025年に開催される第109期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。

当社は、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に対応できる経営体制構築および経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第22条（代表取締役および役付取締役）の定めを変更し、取締役に役付取締役として、取締役会長職を設置するものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

植松 久、福本亮治、松本光史、磯部 勉及び東 勝次の5名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

東 勝次は社外取締役である。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

楠原勝市、山口敏彦及び櫻井佳世子の3名を監査等委員である取締役に選任する。

山口敏彦及び櫻井佳世子は社外取締役である。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個) (注1)	反対数 (個)	棄権数 (個) (注2)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	90,791	7,691	0	(注3)	可決 91.80
第2号議案 定款一部変更の件	97,842	640	0	(注3)	可決 98.93
第3号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)5 名選任の件					可決
植松 久	96,870	1,612	0	(注3)	可決 97.94
福本 亮治	96,922	1,560	0		可決 98.00
松本光史	96,985	1,497	0		可決 98.06
磯部 勉	97,723	759	0		可決 98.81
東 勝次	97,654	828	0		可決 98.74
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件					可決
楠原 勝市	96,964	1,516	0	(注3)	可決 98.04
山口 敏彦	96,956	1,524	0		可決 98.03
櫻井 佳世子	96,963	1,517	0		可決 98.04

(注) (注1) 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計したものです。

(注2) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

(注3) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。